

令和5年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和5年6月28日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年度教員時間外在校等時間について（資料1）

榊教育長

教育委員会に関する事項について、1点、御報告申し上げます。

令和4年度教員時間外在校等時間についてでございます。

資料1を御覧ください。

県内全ての公立小中学校及び県立学校の令和4年度における教員一人当たり月ごとの平均時間外在校等時間について、御報告させていただきます。

まず、資料上段の公立小中学校につきましては、3、集計結果の下線部分でございますとおり、小学校で約33時間、中学校で約47時間であり、令和2年度比では小学校で約26パーセント減、中学校で約25パーセント減となっており、とくしまの学校における働き方改革プラン（第2期）の目標である令和2年度比25パーセント以上削減を達成したところでございます。

次に、資料下段の県立学校につきましては約26時間となっており、月ごとに増減は見られるものの、昨年度調査とおおむね同程度の結果となっております。

引き続き、市町村教育委員会と連携し、学校における働き方改革を着実に推進することで、教職員が子供たちと向き合う大切な時間をしっかりと確保できる環境の構築に努めてまいります。

報告は、以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしく願いいたします

元木委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

何点か質問させていただきます。

今、教育長から報告があった残業なんですけど、県立学校で令和2年度が23時間で4年度が26時間ということで増えてはいますが、これは対策が功を奏してないのか、どういう受け止め方をされているのでしょうか。

内海教育政策課長

梶原委員から、特に県立学校の教職員の時間外在校等時間についての御質問を頂きました。

県立学校につきましては今お話がございましたとおり、令和2年4月から10月平均が23時間、令和4年度につきましては26時間ということで、若干増えているところでございます。

これまでも働き方改革を進める中で、例えば学校業務支援ということで様々なICT関係の業務改善を進めてきたところでありますけれども、コロナ禍も3年目を迎えて令和4年度は比較的、部活動等校外活動、校内も含めて活動が活発化してきているところ、昨年は四国インターハイが本県で51年ぶりに総合開会式がございました。こういったものもありまして全体的に少し増えた要因もありまして、結果として全体としては若干増えたところでございます。

ただ、当然、時間外在校等時間につきましては少ないほうがいい話ですので、今後も現場のお話なんかもしっかりお聞きしながら、少しでも少なくなるように取組を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。様々なカリキュラムがどんどん増えていく中で、先生方のしんどいといけないことがたくさん増えて大変だという声を、現場の先生方からもよく、本当にいっぱいですという声を聞きますので、また今後少しずつでも改善ができるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、県立の学校施設長寿命化計画についてお伺いさせていただきます。

学校施設の一覧を見ると、昭和36年から39年に建築された学校施設、校舎等は築60年を超える又はそれに近いぐらいの老朽化した建物が多くあります。

長寿命化計画には、昭和46年度以前の建物については、長寿命化改修は実施せず、中規模修繕を実施して65年で改築と書かれてあるんです。

ですので、昭和38年前後に建てられた、もうすぐ65年が来るような学校があるかと思うんですけども、この対象の学校というのは何校ぐらいあるのか、まず教えていただきたいと思っております。

河野施設整備課長

ただいま、長寿命化計画のことで御質問いただきました。

県立学校施設につきましては、約4割が建築後40年以上経過しており、老朽化対策が急務となっております。

このため、県立学校施設の整備方針などを定めた県立学校施設長寿命化計画を平成30年3月に策定しまして、令和元年度から整備を進めているところでございます。

長寿命化計画では、委員が先ほどおっしゃいましたように、昭和46年以前の建物は築65年で改築するとされておりまして、現時点で昭和46年以前の建物を有する学校数は17校となっております。

梶原委員

分かりました。17校ということで、これはひょっとすると建て替えの期間が集中してくるかと思うんですけども、建て替えの優先度はどういうふうにして決めていくのか教えていただきたいと思います。

河野施設整備課長

改築する建物の優先度ということで御質問を頂きました。

改築する建物の優先順位につきましては、まずは原則として築年数の経過している古い建物が優先となります。

ただ、それだけではなくて、日常点検や定期点検を実施しておりますので、その状況によって、それぞれの建物の個別の劣化状況も勘案しながら検討していくということになっております。

梶原委員

分かりました。それぞれの建物の状況を見ながらということですか。

計画の中に、先ほど申しましたけれども、長寿命化改修を実施せず中規模修繕を実施という、中規模修繕はどういう内容のものなのでしょうか。

河野施設整備課長

中規模修繕の内容について御質問を頂いています。

中規模修繕の内容についてですが、これまでの建物の改修状況や点検による劣化状況を勘案しまして、改築を実施する前の段階、改築を実施するまでの間に修繕の必要があると認められる建物につきましては、例えば屋上防水であったり外壁改修、それと老朽化した設備の取替えなどを行いながら、施設を使っただきながら改築するまでの間、修繕を行うという内容になります。

梶原委員

分かりました。これは中規模修繕に含まれてるのかも分かりませんが、今、県立学校のトイレの洋式化の状況と今後の取組の計画について教えていただきたいと思います。

河野施設整備課長

県立学校におけるトイレの洋式化について御質問を頂いてます。

避難所となります県立学校の体育館トイレにつきましては、平成30年度から取組を行いまして、令和2年度末に洋式化率100パーセントという状況を達成しております。

また、校舎のトイレにつきましては、各学校の状況調査を行いまして、緊急性の高いものや危険度の高いものを優先して順次整備を進めてまいりました。

それで、令和4年4月1日時点で、校舎のトイレの洋式化率は約43パーセントです。

この取組を進めるために、令和3年度の2月補正で県立学校施設機能改善加速化事業をお認めいただきまして、先行して和式便器から洋式便器への取替えを進めてまいったほか、令和4年度9月補正で県立学校施設防災機能強化事業においても、洋式化率が低い校舎のトイレを対象に、いつでも誰もが使いやすいトイレ環境を整備するために、新たに洋式化や段差解消などの全面リニューアルを行う工事についても取り組んでおります。

そちらにつきましては、今年度も工事中なんですけど、今年度実施中の全面リニューアル工事が完成した際には、先ほどの校舎トイレの洋式化率が約67パーセントとなる予定です。また、残りのトイレの洋式化につきましても、今後、長寿命化改修などにおいて優先して整備を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。67パーセントがめどがついてることなんですけど、今後、和式トイレについては経験のために残すような議論もありますけども、その辺についてはどのようにされるんでしょうか。

河野施設整備課長

和式トイレを残すことについて御質問を頂きました。

確かに、洋式化を進めていくという考えではいるんですけども、学校のほうでどうしても和式トイレの必要があるとか、和式トイレを使っていたりすることによってそれに慣れていただくという考え方も中にはあるかもしれません。

そちらにつきましては、学校等の意見をお伺いしながら、残すべき和式トイレは残すような形で計画を進めていきたいと思っております。

梶原委員

分かりました。学校施設については最後の質問になりますけども、大阪北部地震からちょうど5年がたちまして、あの時に小学4年生と80歳の高齢者の方がお亡くなりになるという事故がございましたけれども、今県内の学校施設の危険なブロック塀の撤去についてはどういう状況になっているのか、教えていただきたいと思えます。

河野施設整備課長

学校施設の危険なブロック塀の状況についてということで御質問を頂きました。

委員が先ほどおっしゃいましたように、平成30年に発生しました大阪北部地震において、小学校のブロック塀が倒れて通学中の児童の尊い命が失われたということを受けまして、学校施設におけるブロック塀等の安全対策に取り組んでまいりました。

県立学校施設につきましては、危険と思われる箇所ブロック塀の撤去や鋼製フェンスなどへの改修などを行うということで進めてまいりまして、令和元年度末までに安全対策を全て完了という状況でございます。

また、現行の建築基準法に適合するブロック塀というのがあるんですけども、そちらについては引き続き維持管理を行いながら使ってまいるという状況でございます。

梶原委員

分かりました。一応100パーセント完了しているということで安心しました。

学校施設についていろいろお聞きしましたけども、私の先日の一般質問で、子供や若者の方の意見をしっかり聞くようにという質問をさせていただいたのですが、その中には学校施設の改善を望む強い要望がありまして、トイレが古くてみんな我慢していると、そこで用を足せないの、外に出て行って民間施設で用を足す生徒さんもおられるということもお聞きしております。

あとはエアコンが効かないだとか、築60年がたつ校舎については、本当にもうがたが来ているのかなと思っております。

私もその声を受けて、どの高校とは申しませんが現場を見に行きました。

耐震化自体はできていても、築60年たつと、中のトイレをはじめ設備が相当傷んでいる、屋根とか穴が開いているところとかもありまして、予算に限りはあるんですけども、大事な子供さんの教育施設でございますので、最優先で今後、取り組んでいただきたいと思うんです。

教育長から一言頂けますでしょうか。

榊教育長

今、学校施設につきまして、きちんと整備を進めていく必要があるのではないかとというような御質問がございました。

県教育委員会といたしましても、子供さんが使う施設というのは本当に大事にしなければいけないと考えています。

特に、日々使う水回り施設、トイレとか手洗いとかそういったものは衛生面もありますので、そういったことについてはしっかり整備を進めていく方向で考えているところでございます。

今は、長寿命化計画にのっとりやっていくところ、それから県議会にお願いして予算の取れたトイレ改修等もございますので、そういったことをしっかり進めていきたいと考えておるところでございます。

梶原委員

分かりました。しっかり進めていっていただきたいと思います。

次に、LINEのいじめ相談の状況についてお伺いしたいと思います。

私が県議会議員に初当選した年の11月議会で、その当時はちょうど社会実験というモデル事業を行っている最中で、LINEでのいじめ相談を是非とも継続して進めていただきたいということを要望したことがございますけれども、現在に至るまでの相談の状況と今後の取組について教えていただきたいと思います。

元山総合教育センター所長

ただいま梶原委員より、LINEによる相談事業について御質問を頂きました。

こちらの事業に関しましては、平成30年度に生徒の心の相談実証実験事業という形で始

まりまして、令和元年度、2年度まで実証事業という形で2年間続けまして、令和3年度から通常の事業ということで、今年度も実施しております。

それまでの実際の期間と相談件数ですが、最初の実証実験事業のときは8月21日から10月19日の60日間、それから令和元年度につきましても8月21日から10月31日の72日間、相談件数が30年度が333件で、令和元年度が520件でございます。

令和2年度につきましては5月5日から3月24日までの324日間で566件、令和3年度につきましては5月21日から3月31日までの315日間で442件、令和4年度につきましては5月1日から3月31日までの335日間で497件、令和5年度につきましても4月28日から年度末まで339日間ということで開始しております。現在のところ194件の相談が入っております。

梶原委員

分かりました。ずっと300から500件前後の相談があるということで、これは非常に大事な事業だと思います。いじめだけではなくて、いろんな相談事に乗っていただけるとお聞きしてますので、また拡充をしっかりとさせていただきたいと思います。

先ほどの学校施設にも関わってくるかと思うんですが、学校のWi-Fiのつながりが悪いという声もお聞きしてるんですけども、こういった声をお聞きになっていることはありますか。

元山総合教育センター所長

ただいま梶原委員より、学校のWi-Fi環境のつながりが悪いのではないかとというような御質問を頂きました。

ICTの環境につきましては、本県では国の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画を基に、平成30年度より令和4年度まで、さらに、国のほうでも事業が2年間延長されて令和6年度までになっておりますので、そういう計画の中で整備に努めてきております。

現在、県立学校では、普通教室のWi-Fi環境の整備率は平成28年度までに100パーセント完了してございまして、特別教室についても各学校の状況の聞き取りを行いながら、改善に努めていっているところでございます。

また令和3年度には、生徒用回線がつながりにくいのはということで、学校から直接インターネットへ接続する回線を1回線追加するなど、通信環境の改善に努めてきております。

しかしながら、一人1台端末の活用が進むにつれて、総合的な探究の時間での調べ学習など、学校全体で同時にインターネットを使うとき、それからデータ量の多い教材を同時にダウンロードするような活用の場面によっては、ネットワークの回線が遅いという報告もされているところでございます。

梶原委員

分かりました。私がお伺いした話では、県立病院のようにWi-Fi環境が整っている病院ならいいんですけども、病院とかでもWi-Fiの電波が弱いということで、命に関

わることですのでルーターの増設とかを行っていると聞いたことがあります。

学校施設においても、途中で切れたりすることがありましたら勉強に支障が出ますので、その辺もしっかりと行っていただきたいと思います。

最後に、昨日のテレビでも報道されておりましたブラック校則について、昨年9月に10年ぶりに小中高校での生徒指導提要が改訂されたということで、そこには学校内民主主義を進めていこうというポイントが明記されたということでございます。

ちょうど昨日、会議をされたと思うんですけども、県内でこれから校則の改定を行っていく予定とか、その辺のことを確認したいと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま梶原委員より、県内の校則の見直しの状況等について御質問を頂きました。

校則は、児童生徒が学習や生活を行う上での規律として定められるものであり、学校運営の責任者である学校長が定めるものです。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は絶えず積極的に見直す必要がございます。

今、委員がおっしゃいましたように、昨年12月に教員の生徒指導の手引書である生徒指導提要が改訂されまして、その中で、児童生徒の権利の実現や尊重の観点からの運用や見直し、校則を見直す際に児童生徒自身が主体的に参画できる工夫などが求められているところでございます。

国の方針を踏まえまして、県教育委員会では今年1月、県立学校や市町村教育委員会に対しまして、これまで以上に適正な校則の見直しや運用が図られますよう通知を出したところです。

加えて3月と5月には、県立学校の管理職に対しましてオンラインの会議を開催いたしまして、児童生徒の主体的な参画による校則の見直しを要請いたしました。

委員がおっしゃっていましたように、昨日、知事、教育長、教育委員、市町村教育長会の代表の方が参加しました徳島県総合教育会議におきましても、校則が議題となりまして、様々な御意見を頂いたところでございます。

県教育委員会では、今後とも各学校において児童生徒主体の校則の見直しが、適正にまた迅速に進められるよう推進するとともに、全ての県立学校におきまして今年10月末をめどに、見直した校則並びに見直し過程をホームページ上に公開することといたしております。

梶原委員

分かりました。10月末をめどに方針が大体決まるということで、そこで各学校で校則をどうしていこうとかいう、生徒も交えた話合いの場が設けられるということでよろしいでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま梶原委員より、校則の10月時点での状況等についての確認でございましたが、各学校で現在、見直しを進めていただいているところでございます。

10月末をもちまして、見直しをした校則、またこれまでの各校の見直し過程の取組につ

いてホームページ上に公開をしていただくというふうに考えております。

それを地域、保護者の方、また中学3年生等々の生徒さんにも参考にさせていただき、また小中学校への啓発という意味でも活用していきたいと考えております。

梶原委員

分かりました。国も子育て政策ということで、COCOLOプランというのを出しておりまして、その中にも、これからは子供、若者の意見をしっかり聞いていこうという方針が強く打ち出されておりますので、これに合致する動きだと思います。

是非とも、徳島ならではの、徳島すごいなと言われるような、本当に生徒さんのためになる校則の改定をしっかりと進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

大塚委員

学校の先生方の労働時間につきまして、これを見ますと、実際に決められてる時間以上に、小中学校におきましても大体1日1時間、1時間半は普通におられるし、労働時間もさることながら、やはり昨今、子供たちに対応することが非常に難しい時代になってきております。

その原因としまして、我々の時代は、子供に対するしつけは学校現場だけでなく、小さいときから家庭でも結構厳しいしつけもありましたし、また同時に、兄弟間の中でもいろいろ言い合って、これはしてはいけないとか、そういうしつけもありましたし、また近所にいろんなたくさんのお子さんがおまして、集団で遊んだりするときもそういったしつけを受けながらといいますか、こういうことはしてはいけないよ、とかそういう指導ができていたんです。

ところが昨今、しつけという面で、なかなか十分できてない子供たちが学校に来られまして、教師の精神的負担が多くなっています。

そういう中で、先生方の肉体的な病気が起こることもあるんですが、それ以上に精神的疾患が増える傾向がありまして、短期間であればいいんですけども、長期にわたって精神的疾患の治療も必要となってくるし、またそうなったときに長期間、学校を休まなければいけないということがあります。

ちょっとお尋ねしたいのは、昨年度内におきまして、メンタル不調により休職した教員の人数、また治療後どれくらいの間隔で復帰しているのか、それから回復状況について、まず教えていただきたいと思っております。

西浦教職員課長

ただいま大塚委員から、昨年度の教職員のメンタル不調による休職についての御質問を頂きました。

令和4年度中、精神疾患に起因する休職者は、小中高、特別支援学校、全校種合わせまして35名でございました。

治療後の状況でございますが、今申しました35名のうち、令和5年4月1日現在で復職している者が15名、同日現在で引き続き休職中の者が14名、令和4年度中に残念ながら退

職した者が6名という状況でございます。

復職後の回復状況でございますが、先ほどの4月1日現在で復職した15名のうち、10名は現在学校において教育活動に当たっておりますが、5名につきましては再度の病休又は休職という状況になっております。

大塚委員

35名おいでで、その中で退職を余儀なくされた方が6名おられるということで、非常に大変な状況があると思います。

こういった精神的な疾患は、治療においてもなかなか時間が掛かりますし、また、一旦良くなっても再度悪化することがよくあります。その中で、長期にわたってなかなか良くならない場合に、退職してしまうという大変な状況が生じてくるわけです。

いろいろな方法を講じまして、それを補っていくことが必要だと思います。せっかく教師になっても、いろんなことで辞める方以外に、メンタル的な疾患で35名という方がおいでるわけですが、先ほど私が原因となることに対して、特にしつけがなされていないということと、それと、子供たちの両親の中に、一般に言われるモンスターペアレントといいますが、やはり子供の数が少ないということもあるんだろうかと思うんですけれども、自分の子供に対して教師がとったことについて、当たり前ぐらいの指導だと思っていなくても、それに対してかなり厳しい要求が起こることもあると思うんです。

そこで、学校現場として、そういったことが起こらないような未然防止といえますか、それと早く見付けることも非常に大事になってくると思うんです。早期発見といえますか、そういうことに対して、何か対策を講じておられたら、ちょっと教えていただきたいと思えます。

中山福利厚生課長

教員のメンタル不調を発生させないための未然の防止と早期対応ということで御質問を頂きました。

大塚委員の御指摘のとおり、精神疾患などのメンタル不調は再発しやすく、回復しても再び同じ状況に陥りやすいという特徴がございます。教員に精神疾患が発生することがないように未然防止や、職場不適応状況に陥らないように早期発見、早期対応が非常に重要となっております。

教育委員会におきましては、心の健康づくり対策を組織的かつ計画的に推進しております。その指針である徳島県教職員の心の健康づくり計画を策定しまして、体系的にメンタルヘルス対策の事業を実施しております。

この計画に基づきまして、メンタル不調の未然防止を図る一次予防といたしまして、新任教員研修や管理職研修といった職位に応じたメンタルヘルス研修、また、公認心理師や保健師を講師として派遣するメンタルヘルス出前講座、それから、自らストレス状況について気付きを促すストレスチェックなどを実施しております。特に学校現場で不安や悩みを持つ若手教員も増えていることから、昨年度から新規採用教員を対象に、公認心理師や臨床心理士などによるプッシュ型の職場訪問カウンセリングを実施しております。今年度からは、新規採用2年目まで対象を拡大させまして、きめ細やかな対応を実施しており

ます。

さらに、早期発見、早期対応を目的とした二次予防といたしまして、全教員を対象に、精神科医や臨床心理士など13名の専門家による教職員相談事業、保健師による心身両面の健康づくりのための健康相談などを実施しております。

今後とも、医師や公認心理師などの専門家と連携しまして、教員の心の健康の保持増進を図り、メンタル不調の未然防止や早期発見、早期対応に努めてまいります。

大塚委員

いろいろと対策は講じられていると伺いました。

一つ一ついろんなケースがあるんですね。まず精神的な動揺が最初に起こったときに、身近に相談できる先生とかがおいですることはかなり大事になってくると思うんです。

そういう中で、仲間の教師間で気軽に相談できる体制、それは教頭先生とか校長先生でも結構なんですけども、やはり最初に起こり始めるときに相談できる体制で、こういったケースが起こったときに、どのようにしてそれ以上進まないように持っていくかということが非常に大事になってくると思うんです。

私は内科医なんですけど、こういった神経症とか心身症に関して非常に興味がありまして、相談を受けて治療をさせていただいたケースもあります。そのときの経験というか、現在もやっておるんですけど、やはり初期対応が非常に重要であって、それに至る外部的な要因をいかに取り除いていくか、それからもう1点は、その先生自身の内的なことに対して、こういった対処法が必要だよとか、こういうふうにすることが大事だとか、両面からしていくことが非常に大事になってくるんです。

結構時間を掛けて相談を受けて、それに対応していくことが非常に大事になってくると思います。治療として薬物なんかを使う場合もあるんですけど、薬物というのは、はっきり言ってほとんど効かないです。やはり、仲間の人たちと話したりとか、その先生だけが抱え込まないように、集団でそういったことに対して話し合う機会、それから、いろんな原因があるんですけど、特に子供が原因の場合、それから両親が絡んだ原因がある場合もあります。そういうことで、是非きめの細かいことをやっていく必要があると考えます。

質問なんですけれども、学校現場においてすぐに相談ができる体制に対して、何か手立てというか、やられているかどうかというのを、もし分かればお願いしたいと思います。

中山福利厚生課長

学校現場の先生方も御相談をされて、悩んでいる方に対して、いろいろなサポートをされているとは思いますが、それ以外にも気軽に電話を掛けていろんな相談を受けることができる、電話によるメンタルヘルス相談が24時間開設されております。

そういったところも活用できたり、もちろん先ほど御説明した、徳島県教職員心の健康づくり計画におきましては、職員一丸となって、心身の障がいの早期発見を図るために、更なる対応をしていくといったことを考えておりまして、特に教職員の心の健康状態は将来を担う児童生徒の教育と密接な関係がありますので、そういったことを重視した体制づくりをしております。

もちろん専門家とも相談できる体制ができておりまして、管理職の方が専門家と気軽に

相談できる事業も実施しております。そういったバックアップの下、教職員の方が現場で御対応いただいていると思っております。

生田教育次長

ただいま大塚委員から、学校における初期対応、また、きめ細やかな対応が重要ではないかというような御質問を頂きました。

私も、小学校の現場で勤務しておりましたけれども、仲間の教員間のつながりは非常に大切なものでございます。SOSが出しやすい仲間づくりは、管理職が主体となって風通しの良い組織を作っていくことが重要だと考えております。

県教委といたしましても、そのような風通しのよい職場づくり、また、働きやすい職場環境に向けまして、様々な機会を通じて管理職等に指導を行っているところでございます。

また、それ以上進まないようにするためというようなお話もございました。チームでの対応、外的な要因をしっかりと把握して、それに対して教職員のチームでの対応をしっかりと図っていく組織づくり、それから、当該教員に関しては、もし厳しい状況でありましたら、しっかりと休める環境を作っていくということも必要かと思えます。

そのようなことを総合的に各学校において取り組むことで、今後メンタル不調ができるだけ起きない対応を進めていきたいと考えております。

大塚委員

非常にきめの細かい御指導をありがとうございます。今おっしゃった中で、特にSOSを出しやすい仲間づくりは非常に大事だと思います。

一人で抱え込まずに仲間の中で話して、自分も今まで経験したよということをお願いしたり、そういう中で、先輩の先生方はこういうふうに対応されてきたのかということで、それならばやっていけそうだな、ということにつながっていくと思うんです。

そういう初期の対応の仕方は非常に大事だと思いますので、是非続けて、いろんなケースがあると思うんですけれども、対応できるようにお願いいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

立川委員

私からは主権者教育について、お伺いさせていただきたいと思えます。

近年の急激な社会変化といえますか、選挙権も18歳以上になったり、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられるということで、子供たちにとっては急激な社会変化が今正に起こっているんだろうと思えます。

そんな中で、子供たちに主権者として必要な資質、能力を身に付けていくための主権者教育が今正に重要になっていると思うんですが、まず主権者教育とは何かというのをお答えいただけますか。

酒井学校教育課長

ただいま、主権者教育についての御質問がありました。

主権者教育とは、修得した知識を活用し、主体的な選択と判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという、国家、社会の形成者としての資質や能力を育む教育のことと認識しております。

学習指導要領に基づきまして、小中の社会科や高等学校の公民科をはじめとしまして、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して指導が行われております。

これらを通じて、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解を深めさせる指導を行っているところです。

立川委員

今ちょっとお答えいただいたんですが、明確な定義というのはいないんですね。

平成23年に、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者というのを政府は挙げていると。

平成28年には、身近な問題から社会問題まで年代や環境に応じた題材により、考える力、判断する力、行動していく力を醸成するというような取組が求められると、これは総務省のホームページからの出典ですが、この主権者教育も、その時々によって若干見方が変わっているというか、大切なポイントが変わってきているのかなとは思っています。

大切なポイントの一つに、若者の投票率の低下というのがありまして、若者に政治が身近なものじゃなくなっているという現実があります。

そんな中で、県教育委員会としては、そういった問題に対して具体的にどのような取組をされてきたのかというのを教えてください。

酒井学校教育課長

ただいま、主権者教育について最近はどのようなことを重視しているのか、投票との関係はどうなのかというふうな御質問がありました。

例えば、投票の啓発といたしましては、県教育委員会におきましては、選挙の仕組みや投票の意義についての理解を深めさせるために、令和4年度におきましては13の高等学校、特別支援学校で、市町村選挙管理委員会と連携した模擬投票などを実施しております。

また、22の高等学校、特別支援学校などで大学教員、県教委指導主事による投票の意義や選挙の仕組みなどに関する出前講座などを実施しているところです。

それから、文科省、総務省が作った教材ですとか、あるいは県教委で作っている教材などを利用して、指導を行っているところです。

立川委員

若者の投票率の低下の中で、この主権者教育という言葉ってすごく幅広い、ぼんやりしていると思うんですけど、文部科学省が令和元年に行った調査では、主権者教育を行いましたかって質問したら、学校全体の9割が行ったって答えてるんです。

でも、現実的な政治的事象についての話し合い活動（平成27年通知）を実施したかって答えた学校は3割強なんですね。

また、指導に当たり、選挙管理委員会や地方公共団体、NPOなどとの連携に関して

も、5割弱が連携していないという答えが出てるんですが、今のお答えで、13校で模擬投票、出前講座と、徳島県は連携してしっかりやっていただけてると聞いて有り難いと思います。

この連携が非常に大事だと思ってまして、教育委員会が考える主権者教育で若者の投票率が上がっていくかっていったら、現実はどうどん下がってます。

なので、余り効果がまだ出ていないんじゃないかなと個人的には思ってるんですが、先ほどの出前講座とか模擬投票、こういう活動をしていただけてる中で、どういう効果が実際出てきているってお考えでしょうか。

酒井学校教育課長

主権者教育の効果についての御質問がありました。

御指摘のとおり、18歳の選挙権が認められてから投票率がそこまで高い状況にはないということは承知しております。そのため、選挙管理委員会などとも連携しながら、先ほど申し上げた模擬投票ですとか出前講座を行ってきているところでして、また、選挙の度に連携してポスターなどを作って投票を促す活動をしているところです。

実際の投票率、全ての子供たちに対して実際に投票につながっているかどうかは、ちょっと厳しいところもあるかも分かりませんが、主権者教育については我々は広く捉えておりまして、選挙も含め社会を構成する一員としての意識は、あらゆる教育を行っていく中で実感というか、よりその社会に関わっていきたいという思いを持つ生徒もいると認識しております。引き続きいろんな方法を用い、選挙の啓発も含め主権者教育を推進していきたいと考えております。

立川委員

そういう活動は是非、引き続き継続していただきたいと思いますんですが、私から提案といえますか、今行われている主権者教育って、子ども議会であったりとか行政のシステムを勉強するとか、何か教科書で勉強するというか、例えば自動車学校ってありますけど、教科書だけじゃないじゃないですか。実際、車に乗って、両方やって初めて免許が取れるんです。教科書だけだったら多分大変なことになると思うんです。

でも、今の教育現場の主権者教育って、自動車学校で言ったら教科書だけのようになってる気がします。

そこで、私の地元の藍住町で昨年、藍住町中学生議会というのが開催されました。私が画期的だなと思ったのは、初となる施策実現のための予算化をしてまして、50万円の予算を付けて、子供たちが議論して実際可能な範囲で施策を実現していく。

これの何がすごいかというと、今までは子ども議会とかで議論はするけど、そこまでです。要はシステムとかこういうルールになってるよって学ぶだけで、自分たちが議論した答えが現実の世界にない。

こういった取組を広げていきたいなと思ってまして、これは要望なんですけど、藍住町の資料では近未来実行型主権者教育と書いてますけど、今までの連携参加型を一步超えた、成果型というか実現型の主権者教育をしていただきたいと思います。今日お答えをどうこうっていう話ではないんですが、私も1年間、文教厚生委員会の委員ですので、いろいろ御相

談もさせていただきながら、子供たちが政治を身近に感じられるような取組を県の教育委員会が主体となって是非やっていただきたいと思います。それをお願いして終わりたいと思います。

庄野委員

中学校の運動部活動の地域移行についてお聞きしたいと思います。

私は昨年6月議会の一般質問で、先生の働き方改革にも通じるんですけども、中学校の運動部活動が地域のほうに移行するというので、スポーツ庁の有識者会議が昨年6月6日に出した提言書によると、部活動改革によって少子化の中でも持続可能なスポーツ環境の確保や教員の働き方改革の推進が図られる一方で、保護者の費用負担の増、そして地域の受皿不足など、過疎地とそれから人口が密集している地域での部活動の在り方というのが、子供にとってかなり差が出てくるなということで質問したんです。

先ほども先生方の時間外の勤務時間が言われましたけども、中学校においても若干減ってきているということで、このままずっと超過勤務は減らしていただきたいと思います。その一方で、部活動、運動クラブをやりたいけれども、なかなか実際にやれないという子供がもしおれば、その子供たちの運動したいという気持ちを尊重してあげて、できる限りスポーツができる環境を先生方、地域、保護者も含めて整えてあげる必要があると思うんです。

私はスポーツの力というのは非常に大きいなと思っていまして、野球にしてもワールドベースボールクラシック、WBCで日本が優勝した影響は非常に大きかったと思います。大谷さんが最後9回を締めて、トラウトを三振にとって優勝したということで、今まで余り野球に関心がなかった私の連れ合いも、それから非常に野球のファンになって、最近ではエンゼルス試合を毎試合見ている、スポーツの力ってすごいなと思っております。

そういう意味では、そうした未来の大谷選手を地域の中で育てていくということ、そしてまた、徳島県でもガンバロウズのBリーグへの参入が決まりまして、バスケットボールをこれから行おうとする地域の若者は、目標ができると思います。

そして、いろんな競技がありますけれども、私は中学、高校とバレーボールをやりましたが、今Vリーグということでバレーボールも非常に世界的に強くなって、脚光を浴びています。

それからサッカーにしてもそうです。ラグビーにしてもそうです。放映されるプロスポーツの魅力が非常に大きくなっておりまして、スポーツが子供たちに与える影響、それから社会に与える影響は非常に大きいのです。いろいろ言いましたけれども、子供たちがやっぱり心配していると思うんです。地域移行になって果たして私たちが続けたいと思う競技ができるんだろうとか、心配していると思います。

昨年の御答弁で、令和5年度から3年間をいわば改革推進期間として地方公共団体は具体的な推進計画を策定することなどの提言をスポーツ庁へ提出したということで、徳島県の取組も地域移行に向けて、県立3校とか小松島市の2校でのモデル事業でありますとか、その後、地域移行推進協議会というようなものを立ち上げて、県下全体を見渡してのそういうクラブ、運動部活動の移行のいろんな協議というか、いろんな先生方が民間の方々と協議したりやられてると思うんですけど、現状を教えてくださいのと、あと、

子供たちやそれから保護者のいろんな不安があると思うんですけれども、今後そうした声をどのように吸い上げて、子供たちの運動部活動を、私は野球をやりたい、サッカーをやりたい、バスケットボールをやりたい、いろんな思いがあると思うんですけれど、そういう方々の声や思いを、どんな形で教育委員会としてサポートしていったらいいのか聞かせていただきたいと思っております。

鳴川体育健康安全課長

ただいま庄野委員から、徳島県の子供たちが将来、公立学校で運動部活動を続ける上で、どのような形で続けられるのかという御質問を頂戴いたしました。

ただいま、庄野委員がおっしゃっていましたように、全国的に進む少子化により、学校の運動部活動はチーム編成ができなくなったり、単独で試合に出られなくなったり、ふだんの練習もできない場合があったりと、地域によって学校の部活動を継続することが困難な状況になっております。

本県でも複数の学校で合同チームを編成し、大会に出場することが進められており、特に生徒数の減少が激しい過疎地域におきましては、郡市単位でチームの編成が難しい学校もあることから、昨年度から県中学校体育連盟と連携いたしまして、従来の郡市予選制度の見直しを行っており、本年度は全国中学総体の予選におきまして、クラブチームで出場できるような形となっております。

また、先ほどおっしゃっていただきましたように、部活動が教員の長時間労働の大きな要因となっていることから、働き方改革を進めながら子供たちの充実した活動を進めていくという大きな課題を持っております。

本県といたしましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、国の運動部活動の地域移行に関する検討会議の方向性を踏まえまして、令和3年度から地域移行に向けた実践研究に取り組んでおります。

その中で、指導者の確保や費用負担の在り方、学校部活動、地域との役割分担、平日と休日の指導の連携、協力体制の構築等々が課題となっており、昨年度は県立3校と小松島市の2校でございましたが、本年度は3市1団体でモデル事業を実施することとなっております。

その中で、生徒や教員から専門性の高い指導により競技力が向上したとか、時間外勤務が減少したなどの声も聞かれておりますが、その一方、先ほど委員からもおっしゃっていただきましたように、受皿となる指導者や事業者の不足、学校、地域スポーツ団体等との連携強化、あと保護者の費用負担の在り方など、改めて地域移行に向けてたくさんの課題が出てきました。

それを受けまして、昨年度、有識者、市町村の教育委員会の方々に集まっていたいただきまして、徳島県運動部活動地域移行推進協議会を行っております。

本年度も今週末、この会議を行い、実証事業に向けて市町村単位での課題等々を話し合っていたいただきまして、地域移行部活動指導員が配置されている地域での成功事例などを紹介していただきながら、今後、地域移行の推進に努めたいと考えております。

あと、競技力のことをおっしゃられたと思うんですけれども、競技力につきましては、中学校の競技力指定校事業であります中学校トップスポーツ競技育成事業等々を活用しな

がら、中学生の競技力の向上にも努めていきたいと思っております。

庄野委員

詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

地域の子供たちって、スポーツ少年団といいまして、小学校の頃かもっと前から分かりますけれども、地域の指導者の皆さん方に支えていただいて、バレーボール、野球、サッカー、そうしたことを小さい頃から積み上げてきています。

その子供たちは中学校に行っても自分の能力をもう少し高めたいとかスキルを高めたいということで、そうしたクラブ活動をしたい方々はかなりおるんだろうなと思います。

中学校に行って、地域移行という従来とは少し違う形になったとしても、そういう運動クラブで、自分の体も鍛えるし、自分の能力をもっと高めたいと思う子供の気持ちをできるだけサポートできる体制を作っていただくために、連絡協議会でいろんな方々ともっと協議していただきたいと思っております。

その中には、子供たちの直接の声であったり保護者の方々の声であったり、地域でできないのは何が足らんのか、お金が足らんのか人が足らんのか、全部一律にせないかんとするんですけども、例えば個別課題のどれを改善したら、伸ばしていきたい子供たちの気持ちをくみ取ってやれるのかという、地域の中でのいろんな話合いによって事情が解決するようなことも出てくるかもしれません。是非、子供たちの体力向上、そして運動部活動をすることによって、団体スポーツ、個人スポーツ、様々ありますけれども、個人スポーツ、剣道にしても団体戦もありますし、自分の気持ちといいますか、心を鍛えることにもなりますし、また、団体スポーツですと、いろんな苦勞をしても、つらい思いをしても、みんなで戦ったことで仲間の友情とか、それから将来その子たちと友達がずっと継続して、生きる力になることも私はあると思うんです。

移行期間で全国どこにもいろんな悩みを抱えていると思いますんで、是非、全国の、例えば四国の他の県の方々も同じ苦勞をしとると思いますんで、是非、情報共有とかもされながら、少しでも運動したい、伸ばしたいという子供の気持ちをくめるような地域のクラブ活動にしていきたいと切に願っております。

そういうことによって未来の大谷さんができるかもしれませんし、最近のスポーツを見てみても本当にすごいなと思います。例えばサッカーにしても世界で活躍してますし、バスケットボールも本当にすごいなと思います。

そういう意味で、徳島県からも未来のそうしたすばらしい選手が出てくると思います。そういうことをサポートしていく中学校の部活動は非常に重要ですので、是非、これからも頑張ってくださいと思います。

これは大きな問題ですので、教育長さんから一言頂けたら有り難いなと思います。

榊教育長

中学校の部活動の話なんですけど、スポーツを通じて子供たちを育てていく、子供たちが育まれることによって周りを元気にしていくというようなお話だったと思います。

現状、先ほど課長からお話ししましたように、部活動の地域移行を進めているところでございます。中学校の部活動につきましては、地域移行の中で昨年度、会を何回か開きま

して、国が示されたガイドラインに基づいて徳島県でもガイドラインを作りまして、各市町村にそれをお示ししているところです。

そのお示しをした状況につきまして、今年度何回か会を開きまして、地域移行の進捗状況でありますとか、地域移行をこれからどうしていくかというようなことを話し合っていく予定にしております。

その中で今、委員がお話しになりました、どうやって子供たちの声をすくい上げていくかと、また他県でのいい取組、各市町村の中でもいい取組があったら横展開、情報連携というようなことをしていけたらと考えています。

話は最初に戻るんですけど、子供たちにとってスポーツの力というのは本当に大事なもので、勉強だけでは得られない様々な力をスポーツから学んでいけると考えておりますので、部活動の地域移行の課題に教育委員会としてもしっかり取り組んで、市町村の困り事、子供たちの困り事に耳を傾けながら、部活動の地域移行を進めていけたらと考えております。

庄野委員

県、それから市町村、様々な部局といいますか、いろんなところが協力しながらやっていくべき課題だと思いますので、これにつきましてはアンテナを高くしながら、少しでも子供たちのためになるように頑張りたいと思います。

それともう1点、コロナでもう3年数箇月、学校の行事なんかはかなり制限されてきたと思います。

僕がお伺いしたいのは、この5月から二類から五類になったということで、かなり経済活動も国中で盛んになってきているように思います。

そういう意味では県立高校、それから中学校、小学校なんかは修学旅行が中止になったりしておったところがあるかと思うんですけども、現状、今の段階で分かる範囲で、今年度からは従来のように、修学旅行なんかについては元に戻していこうというような機運になってるのでしょうか。

上岡学力向上推進室長

ただいま、小中学校の修学旅行の今年度の状況について御質問があったかと思えます。

今年度5月1日段階で調査をした段階では、小学校に関しましては実施予定、全て以前の関西方面で計画していると承知しております。

中学校に関しましても、コロナ以前に戻りつつありまして、これも5月1日段階の状況ですが、沖縄に4割、九州に3割、中国、関西あたりがそれぞれ1割と、今のところは教育委員会から聞いております。

藤川学校教育課G I G A・消費者教育担当室長

県立学校の修学旅行の実施状況について、お尋ねがございました。

令和5年度の実施予定でございますが、県立高等学校の場合、学科ごとに行き先が異なる学校、あるいは定時制の場合2年に1回の実施を計画している学校、様々ございますが、本年度計画をしております全てでそれらを別々に数えますと、県立学校、特別支援学

校、中学校も含めまして61校で実施する計画を出してきております。

そのうち高等学校におきましては、北海道方面それから東京方面が全体の9割を占めている状況でございます。

庄野委員

元に戻りつつあるということで、これは非常に有り難いと思います。

小中高の修学旅行の経験は、友達との記念といいますか思い出になりますので、それらも復活していく、それからまた学校内の行事も、例えば運動会にしろ文化祭にしろ、小学校の運動会なんかも地域の大きな行事として、運動会があれば地域の保護者の皆様方や、またいろんな学校に関係されているPTAの方々も来られておりました。

それが最近では短時間になって、外部からは余り来ていただけない、子供たちだけの運動会になったりして寂しい思いはしておったんですけども、小中学校なんかは特に、通学時の安心安全であったり、青少年の健全育成の活動であったり、そうした活動は地域の皆様方の御協力を得て運営されてるなど常々思っておりましたので、これから再開されるといいですか、元に戻りつつあるということで、非常に喜んでおる一人でございます。

とはいっても、第9波のおそれも出てきていることが徐々に、定点での調査で出てきているのではないかと言われてますので、そういうこともアンテナを高くしていきながら、このまま感染が増えなければいいなと思うんですけども、こればかりはどうなるか分かりません。いろんな意味でそうしたアンテナを高くもっていただいて、対応をしていただきたいと思います。これで終わります。

元木委員長

午食のため、休憩いたします。（11時52分）

元木委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

教員時間外在校等時間について、減っているところもあれば、ちょっと増えてしまったところもあるということで、その内容については朝の委員会で御説明があったんですけども、この時間は飽くまでも校内で仕事をしている時間内ということなんでしょうか。

先生によったら、仕事をお家に持ち帰らないとなかなかこなせないということで、仕事を持って帰って家でもやっているっていうお話もお聞きしますけれども、そういう時間は入ってるんでしょうか。

内海教育政策課長

達田委員からお話のありました、時間外在校等時間の考え方についてなんですけども、こちらにつきましては、やはり学校で勤務していただくというのが基本ですし、御本人からそのあたりについてはきちんと御報告いただいて、そして正しく入力いただいているもの

と認識しております。

達田委員

おうちでお仕事をした場合も、これだけの時間やりましたということは入力できるということなんでしょうか。

内海教育政策課長

一部繰り返しになりますけれども、こちらのほうにつきましては、部活動等で外というのがありますが、学校で勤務いただいている時間を入力していただいているものと認識しております。

達田委員

そうしますと、実際お仕事している時間っていうのは、もう少し長いと考えてもよろしいんでしょうか。

内海教育政策課長

時間外在校等時間につきましては、学校に出勤いただいて、それぞれに出勤のチェックを頂いて、また、退勤のとき、時間については入力もできるようになっておるんですけれども、それぞれの教員の方が正しい時間を入力いただいているものと認識しております。

達田委員

実際に、そういうことで入力しておられる方がどれぐらいいらっしゃるのか、それと、なかなか仕事が終わらないので宿題とかいろんな物を一旦おうちに持ち帰ると、その場で終わったとみなされてしまうんじゃないかと思うんです。先生の場合は幾らおうちで仕事をして時間外手当も付かないと思うんです。

そういう状況で非常に長時間労働をされているという中で、この時間を更に短く、時間外労働は本当はないのが一番いいんですけれども、できるだけ短くしていこうという取組をいろいろと言われてましたけれども、今まで一番やって効果があったのはどういうことがあるんでしょうか。

内海教育政策課長

これまでの取組の中で一番効果があったものは何かという御質問でございます。

やはり令和3年度に導入いたしました学校業務支援システム、いわゆるICT化が効果が非常に大きかったのではないかと考えております。

こちらにつきましては、校務処理を集約した統合型校務支援システムと、メール、スケジュール、掲示板等のグループウェアで構成されているシステムでございまして、成績処理でありますとか出欠情報の管理、さらには健康診断の管理などが一括してシステムで一元的にできるということで、非常にここは効果が高かったのではないかと考えております。

また、グループウェアにつきましても、これまでは学校ごとで違ってたものが、統一し

た電子メール、掲示板等々で活用できるようになって、学校を変わる度の一から覚えなくてはいけないということもなくなってきたということで、このあたりが全体的に非常に効果が大きく、事務負担、勤務時間の縮減につながっているものと考えております。

達田委員

知事の所信でも徳島県の教育の充実ということで、日本一の教育環境づくりということで力強く述べられました。

その中に、教員が児童一人一人にしっかりと向き合うことができるように、今おっしゃったICTを活用した校務支援であるとか、あるいは外部人材の活用っていうようなことを述べられているんですけども、このICTを活用した校務支援は今お話があったんですが、もう一方の外部人材の活用というのは今どれぐらい進んでいて、どういう内容でやってるんでしょうか。

内海教育政策課長

外部人材の活用についての御質問を頂いております。

働き方改革の観点から導入させていただいているものとしましては、教員の業務支援員でありますとか、午前のお話でもありました部活動の指導員、また学習指導員等のいわゆるサポートスタッフを配置させていただいております。

また、教員の教育相談体制の充実も図らなくてはいけないという観点から、3Sいわゆるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーによる相談体制も充実させてきているところでございます。

達田委員

この教育の充実について述べられた中で、教員の働き方改革につながるいろんなことをやっていきますっていうことは述べられておりますし、いろんな教育をやっていきますよということがる述べられているんですけども、残念ながら、この教育を担う教員を増やしますという言葉がどこにもないんです。

徳島県は他県に先駆けて、少人数学級という非常に先進的な取組をやってきたんですけども、それに見合った教員が増えてないということで、教員が非常に忙しい状況に追い込まれているというようなことも言われております。

教育の充実、日本一の教育環境づくりというのであれば、教員数を増やしていくというのは欠かせない要件だと思うんですけども、その点はどのようにお考えなんですか。

西浦教職員課長

ただいま達田委員から、教員を増やしていくべきという御質問でございました。

おっしゃるとおり、将来を担う子供たちの豊かな学び、それから確かな成長のためには、教職員が子供たち一人一人と向き合えるよう、引き続き教職員定数の確保、改善が重要であると認識しております。

これまで本県では、国に対しまして、徳島発の政策提言や全国都道府県教育長協議会の

特別要望におきまして、教育の質の向上が図られるよう各種の加配定数の一層の改善や充実につきまして積極的に働き掛けを行い、今委員がおっしゃった少人数指導や特別な支援が必要な児童への指導等において、教職員の定数確保及び改善が図られてきたところでございます。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組により教員定数の一定の改善を図ったところであり、今後もまずは国の標準法に基づく定数を改善することで対応してまいりたいと考えております。

達田委員

委員会等でよく取り上げてきたことなんですけれども、やっぱり国からの標準定数内の教員しか採用していないということで、産休とかいろいろ休まなければいけない、今朝ほども、メンタルで働けなくなった人も何人もいらっしゃるというお話がありましたけれども、そういう中で代替えの方がすぐに見付かるのかということもあると思うんです。

教職員の会の方から報告がありまして、補充教員が必要なときに学校で探してくださいと、校長先生とかが一生懸命電話をかけて先生を探さないといけないような状況もあるとお伺いしたんですけれども、病休とか産休でお休みされた先生の代わりの補充教員が確保できなくて、校長先生や教頭先生が授業したという状態はどれぐらいあるんでしょうか。

西浦教職員課長

ただいま、病休それから産育休等で教員が休まれた場合の補充の教員若しくはその補充の教員が見付からない場合の対応についての御質問でございました。

今年度5月1日時点での病休、産育休の補充の講師は全講師で二百数十名の人を配置しております。

ただ、委員のおっしゃるとおり、休みの期間の長短、年度途中までとか1学期だけとか若しくは1年以上の方もいらっしゃいますが、特に期間が短い補充の教員が見付からない場合がございます。できるだけ早急に見付けるようにはしておるところでございます。

今、委員のおっしゃったとおり、私どものほうでも一生懸命電話連絡等で配置をしておりますが、学校と連携しながら、御相談しながら探しておるところでございます。

それで、見付からない場合は、一部は別の加配定数で配置した先生方に業務を担っていただいたり、一部は教頭先生が多く授業に行かれたりという状況があることは伺っておりますが、詳しい数字については把握できておりませんので、ここで御報告を申し上げられないところでございます。申し訳ございません。

達田委員

先生が足りないというのは本当に深刻な状況だと思うんです。

子供にとって本当にいい教育、子供にとってはどうなのかというのをしっかり考えるならば、元々の教員数を増やしていく、今の状態では県費で増やすということが最良の方策だと思うんです。

ですから、他県と比べたらいかんと思うんですけれども、鳥取県では県費で200人増やしましたというようなお話を聞きますと、えらい違うなと思います。そういうところに十

分お金を掛けていただきたいと思います。是非とも計画的に先生を増やしていく方向で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、いかかでしょうか。

西浦教職員課長

県のほうで教職員の数をということでございます。

先ほど申しましたとおり、基本の姿勢としましては、国へ強く働き掛けていくことで定数の改善、それから加配の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、別の要素になりますが、今年度末から公務員の定年が段階的に引き上げられますことにより、令和5年度末は定年退職者がいないこととなります。

一方、教員採用のほうは前年度並みの採用の予定としておりますので、今後これまでになかった採用者数が退職者数を上回るということが隔年で生じてまいりますので、今臨時の教員が不足している状況が徐々に改善され、臨時の先生の割合が減っていく方向に向かうと見込んでおるところでございます。

達田委員

教職の仕事は、昔はどんどんと希望者があったと思うんですけども、今は何か大変な職場だと認識されて、せつかくお仕事に就いても病気になったりとか辞められたりとか、そういう方も出てきているようなんです。

ですから、働きやすい環境であることが一番だと思います。重労働にならないように、そして身体よりも精神的に健全に仕事ができる状況を作っていくことが大事だと思いますので、是非、若い人がどんどん夢を持って教職に就いていただけるように、取組をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それともう1点、今朝ほども議論がございましたが、校則について児童生徒が主体的に考えて時代の変化に合わせてルールを作り変えられるように、昨日会議をされたということです。県立学校につきましては状況を把握されているということなんですけれども、県立学校でこういうふうに改善しましたというのはどういう内容があるんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま達田委員より、県立学校における校則見直しの現在の状況等についての御質問でございました。

県立学校における状況につきましては、昨年度、調査を行っております。

その中におきまして、見直しについては毎年進めていただいているところではございますが、例えば頭髪関係におきまして、いわゆるツブブロックという文言がございます。ツブブロックといいますのは、髪を段に切ることなんですけども、モヒカン刈りであったり、耳の裾だけを短く切って上からかぶせたり、ツブブロックと一言で申しましても状況が異なっておりまして、指導がトラブルの原因になるという状況がございます。

そういう言葉を使わないように改善しようということで、各学校でその文言を使わなくなっている状況がございます。

しかし、昨年度まだ使っている学校もございましたので、そこにつきましては、現在各学校で生徒主体の取組によりまして、なくしていく方向で検討していただいているところ

だと思っております。

そのほかにも細かいことでいろいろございます。見直しについては進められておるんですが、合理的な説明がつかないものについては積極的に生徒主体で見直しをいただくようお願いしているところでございます。

達田委員

ありがとうございます。

男子生徒で、ツーブロックは駄目って先生に呼ばれたということも聞きました。県立高校の場合は改善に向けているということなんですけども、市町村立学校については一緒に取組を進めていくんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま達田委員より、市町村立学校についての校則見直しの取組を一緒に進めていくのかどうかという御質問でございました。

現在、県といたしましては県立学校で進めるように働き掛けているところではございますが、あわせて文科省から出されています見直しに関する通達等につきましては、市町村教育委員会を通じまして各小中学校にも通知しているところでございます。

また、小中校長会でありましたり市町村教育長会におきましても、県の取組の状況についてお示ししているところでございます。

午前中に申しましたが、10月末に県立学校の各学校の校則につきまして、また見直し過程につきましてホームページ上で公開するんですが、そこを参考にさせていただけるようにということもお話をさせていただいているところでございます。

達田委員

特に髪型であるとか服装で要望が強くなるのは中学生ぐらいからですので、意見がどんどん取り入れられるようにやっていっていただきたいなと思うんです。

お聞きしたところ、男子ではツーブロックはいかんとって先生に呼ばれた、それから女子は編み込みがいけないとか、それからスカートが短すぎる、あるいは長すぎるとか、それから冬の寒いときに私服を着たらいかんので上着が着ていけないっていうような、考えてみたら何かおかしい、意義が説明できないところがたくさんあるように思います。きちんとその時々で常識に見合った状況に見直しをいただけたらと思います。

髪型だと余り奇抜なのは私も変と思いますけど、今言うている髪型はそんなにおかしいと思わないし、むしろ青年らしくていいなと思うんで、何でそれがあかんのかって言ったことがあったんです。是非、ちゃんと子供たちの意見を取り入れて見直しが進むようお願いしたいと思います。

もう1点なんですけれども、学校給食に関してです。

これも知事の所信の中で、首相官邸への重要要望の中で、学校給食費の無償化ということも呼び掛けておられるということです。

国としっかり連携して取り組んでいくというようなことを述べられたんですけども、学校給食費無償化の要望は日増しに高まっていると思うんですが、徳島県下での取組の状況は

今どんなんでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま達田委員から、学校給食費の無償化等の県内の状況について御質問がございました。

県教育委員会で把握しているところでは、現在小中学校の給食費を完全無償化している県内自治体は2自治体ございます。

ほかにも自主財源によりまして、例えば10月から3月の給食を無償化したり、半額であったり、一定額補助を行ったりするなど、それぞれの自治体において支援に取り組まれている状況がございます。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和5年度も継続して活用できることとなり、給食費の保護者負担軽減に向けた取組が推奨事業メニューとなっていることから、この交付金を活用して一定期間給食を無償化したり、半額の補助を行ったりしている自治体もあると聞いております。

達田委員

新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を利用して減額したり、あるいは無償化してみたりということで、取組をされたところもかなりあるようなんですけども、この財源がなくなりますと、もう6か月でやめますとかいうことも言われております。

しかし、学校給食無償化をずっと続けてほしいという保護者の声が本当に高まっています。徳島県内の学校給食の平均額は分かるでしょうか。小中、夜間、定時制はあるんですかね。県立中学校とか、もし分かっていたら教えていただけたらと思います。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま、県内の学校給食費の額について御質問がございました。

県立学校2中学1中等教育学校については、3校ともに350円となっております。

市町村については小学校と中学校で金額が異なっておりまして、小学校のほうが若干価格が低くなっております。

今、具体的な平均という数字を持ち合わせておりませんが、300円前後になるかと認識しておるところでございます。

達田委員

どちらも月4,000円を超えてると思うんですけども、物価高騰の分については、県立学校については県が補助をしますということで予算付けがされておりましたけれども、高騰分だけではなくて給食費そのものを無償化していきましようという計画はないんでしょうか。知事の所信によりまして進めていかなしょうがないなっていうふうにも取れるんですけども、それはいかがなんでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま達田委員から、県立学校の給食について無償化に向けた動きはあるかといった

御質問がございました。

今回、定例会において、物価高騰分として1食当たり50円を上限に補助を御提案させていただいているところでございます。

各都道府県の状況についても確認しておるところではございますが、現状、県立学校で都道府県によって完全無償化をしているところはないといった状況をつかんでおります。

また、四国3県につきましても、県立学校に対して、本県と同様に定額の補助を臨時交付金を活用してやっていくというところは幾つかございます。

達田委員

一部の補助じゃなくて無償にしてもらいたいなっていうのは、本当に多くの保護者の方が願っていることなんですよ。

私も時々、無駄な予算じゃないかということで討論させていただくことがありますけれども、お金はちゃんと子供の教育のために使ってもらいたい、そういう思いなんです。

ですから、子供たちを育てていく上で、地場の徳島の栄養たっぷりのおいしいものを毎日食べてもらって成長してもらおうという、それは大きな教育的意義があると思うんです。

今、徳島県が本当に子供を大事にしよう、日本一の教育環境をつて言うのであれば、給食費の無償化は避けて通ってはいけないと思いますので、是非、進めていただきたいと思います。

給食費につきましては、国は、それは市町村がやることですよというようなことを言ってますけれども、憲法26条で義務教育費は無償としているわけですから、これにのっつて、国の責任でしっかりと進めていただきたい、そして国ができない間は、県も力を入れてやっていただきたいと思います。

現在、日本国内で給食費無償となっている自治体はどれぐらいあるのでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま委員から、国内で給食費無償化をしている自治体はどれぐらいあるかといった御質問がございましたが、これについては直近の調査が行われておりませんので、幾つあるかというのは現状把握していないところでございます。

ただ、例えば東京23区においても、23区のうちの七つが今年度から給食費無償化を行うといった報道は聞いておりますので、無償化に取り組む自治体については、以前と比べますと増えてきていると認識しております。

達田委員

私どもの独自の調査なんですけれども、昨年末現在で254自治体が無償にしているんです。中には三好市などの徳島県の二つの自治体も入っております。そのうちの73パーセントが人口1万人以下という非常に小さな自治体なんです。子供が少ないからできるんだなというものもあるんですけれども、実は小さな自治体ではないところもどんどん無償になり始めました。青森市が27万人、山口県岩国市が13万人、東京都葛飾区は46万人、千葉県の市川市が49万人と、人口の多いところでも無償にしていましようというところがどんどん出てきたんです。

この中で、千葉縣市川市がホームページで無償になりますっていうのをお知らせしてるんですけども、給食費を無償化する目的というのを書いてます。ちょっとこれを読み上げさせていただきます。

子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。中でも食は重要であり、将来にわたり健康であり続けるための礎の一つとなります。子供の成長を社会全体で支える施策の一つとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整える取組を進めるため、学校給食費無償化を実施いたします。こういうふうに書いてあるんです。

何も千葉縣市川市だけでなく全国の自治体に言えることじゃないかと思うんです。徳島県もこういう方向でしっかりと取り組んでいくべきではないかと思うんですけども、いかかでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま委員から、千葉縣市川市における取組の状況等について御紹介いただいて、全国で取り組んでいくべきではないかという御質問を頂きました。

繰り返しの御答弁になるんですが、学校給食における経費については、学校設置者及び保護者が負担するということが法律に定められておりまして、国のほうも各市町村、自治体で取り組まれることがふさわしいということをおっしゃっております。

一方で、自治体によって取組に差があるといったあたりは県教育委員会においても認識はしておるところでございますので、引き続き、今回知事から岸田総理に直接要望していただいたように、学校給食費無償化に向けて、また保護者負担軽減に向けて、恒久的な財源措置等について国において措置してほしいといったあたりを提言、要望を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

財源の問題とかいろんな問題がありますけれども、やっぱり一番は子供たちの成長のためということで取り組んでいただけたらと、切にお願いしておきたいと思っております。

特に今、この中で無償化だけじゃなくて、オーガニック給食にしようという取組も進んでるんです。そういう取組を徳島県も是非進めていただきたいなど。安心、安全な徳島県の食材を無償で提供できる、子供たちを大事にしている徳島県にしていきたいと思うんですけども、教育委員会としてはオーガニック給食を進めていこうというようなプランはお持ちでしょうか。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま達田委員から、オーガニック給食を進めていくような方向性は持っているかどうかという御質問がございました。

令和3年5月に農林水産省において策定されました、みどりの食料システム戦略において、国内において有機農業を推進し、学校給食に有機農産物を活用することが盛り込まれております。

有機農産物を学校給食に活用するためには、必要とされる品目であつたり量を安定的に

確保できる体制が必要であり、現在、国において有機農産穀物の産地づくりが進められておると認識しておるところでございます。

また、食材の価格が、保護者が負担する給食費にも影響することから、有機農産物を給食に使用する場合には、その価格についても今後課題になってくると考えております。

実際に給食に使用する食材につきましては、学校給食実施者である学校設置者において地域の実情等を踏まえて決定されるものであることから、県教育委員会といたしましては、有機農産物の活用事例、好事例の紹介を行うなど、給食を生きた教材として活用して、地域の工夫によって子供たちが食に対する理解を深めたり、主体的に健康な食生活を実現することができるよう、引き続き学校給食の充実、食育の推進を図ってまいります。

達田委員

この取組は農林水産部としっかり連携してやらなければ、教育委員会だけではできない問題なんですけれども、オーガニック給食に取り組んでいる自治体は、あちこち生まれてきてるんです。米だけじゃなくてパンも自前の小麦を作って、そしてオーガニックで食べてもらっている。

しかし、高くつくんです。材料が高くつく分を自治体を買取りをして、そして農家を守っているという、そうしたら、作ってくれる方もどんどん増えていくという取組をしております。農業をされている方と行政とが連携して、そういう給食の取組をしているところも生まれてきております。

今の時代、本当に安心して口にすることができないような物もたくさんございます。安心、安全の食べ物を子供たちに食べさせていけるという環境づくりを是非、学校給食から始めていただいて、学校給食が農業を守るというふうになっていくと思います。是非とも、教育委員会として大きなプランを持っていただいて、そういう方向に進んでいっていただきますようお願いをして、終わります。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

私は、立川委員が質問された主権者教育についてお尋ねします。私も全く同じ問題意識を持っております。賛同することばかりでございましたが、徳島大学の饗場先生がス

ウェーデンの学生さんから聞き取る形で、若い人も含めて投票率が80パーセントにもなる、スウェーデンの実情を聞いた徳島新聞の記事をきっかけに、前の年度でも少し議論をさせていただいたことがあります。

この6月22日に県総合教育センターで開かれた、明治大学の藤井剛教授を招いた主権者教育の在り方についての資料を頂きました。その中には、饗場先生が持っておられた問題意識と共通するものが見られました。

時間がないので端的に申し上げますが、その資料を見ますと、これも私が議論してきたことでもあるんですけど、有効な教育手法として二つ大きな柱があると思いました。

一つは現実の政治を学ぶこと。現実の政治を学ぶということの内容としては、例えば実際の政治の課題を材料として模擬投票をするとかです。既に全国ではやられとるようです。消費税に関してどのように思うかとか、そういうことをやっておるようです。

徳島では、具体的な候補者とか政党とか、具体的な政策とか、そういうものに関わって子供にそれを伝えて模擬投票するような取組ってまだまだこれからだと思ふし、今、一般的な課題をやってるんじゃないかと思ふんです。

ただ、頂いた資料では13の高校でやっている中では、消費税については増税派と減税派で模擬投票をやった例なんかありますけども、こういうところも含めて具体的な政党の政策と結び付けて投票するっていうことはやってませんよね。

しかし、スウェーデンなんかでは実際やられているんです。18歳になりますと、実際に選挙しなきゃいけません。これから、このあたりはもう少し一歩踏み込んだ手法が必要になってくると思ふんですが、まず、それはどのようにお考えかお聞かせください。

酒井学校教育課長

ただいま、現実の政治的事象を扱った教育をより進めていくべきではないかという御質問を頂きました。

今、御紹介いただいたとおり、令和4年度におきましては、13の高等学校、特別支援学校などで市町村選挙管理委員会と連携した模擬投票を実施しております。例えば一部の高校におきましては、衆議院議員総選挙の選挙制度の形態をとりまして、候補者や政党に対して模擬投票を行っているところです。その他、御紹介いただきました消費税に対することですか、現実の政治的事象を扱うという取組も少しずつ進んでいるところです。

県教育委員会といたしましては、各学校の先生あるいは各学校において、具体的な政治的事象を取り上げる方法について研修などを通じまして、また、各学校の取組を横展開することを通じまして、より進めていきたいと考えております。

扶川議員

是非、これが全県の学校で進めていかれるようにしてほしいなと思います。

それから、政治といえば私たち議員も政治家でありまして、その議員に触れることも大事なんだということが講演の中で指摘されております。これもそのとおりだと思います。

これに関連して、今までは、ややもすると学園闘争の後遺症かと思ふんですが、政治的中立性というのは、政治家なんかは排除するというような形で中立性を保つものだというような考え方があったと思ふんです。しかし、そういう時代じゃありません。

前に言ったことがあるんですが、一例を挙げますと、板野郡内のある町の町議会議員が学校給食の牛乳について、いつ飲むのがいいか、飲みたいか、そういう意見を聞きたいと、学校長と教育委員会に申し出たんです。拒否されました。これはおかしいと思うんです。政治的な中立性というのを間違えて捉えてるんだらうと思うんです。

この資料には、政治を無批判的に教え込んで異なる意見を排除すること、これが中立性を侵すということであって、決して中立性は非政治家ではないと。要するに政治家との関係を絶つとか、現実の政治を教えることを断つとかいうことではないと言われてます。そのとおりだと思います。

実際、スウェーデンなんか投票率が高いのは、政治家はどんどん学校の生徒と接触してよろしいと、中立性というのは特定の政党とか考え方を排除するんじゃなくて、誰に対しても門戸を開いて生徒と接触して学んでもらうという中立性なんです。こういう点からすると、まだまだ政治的な中立性に関する認識が県内の学校では弱いと思います。

この資料にあるような中立性に対する考え方を、もう一度きちんと勉強していただきたいと思うんですが、そのあたりをどのようにお考えですか。

酒井学校教育課長

ただいま、政治的中立性について、更に改めて検証すべきじゃないかというお尋ねを頂きました。

議員のおっしゃるとおり、政治的中立性の懸念を各学校あるいは教員が抱くことなく主権者教育を進めていくことは重要だと思っております。具体的事例ですとか授業を広めていくことは重要だと思っております。県教育委員会としては、それを引き続きやっていきたいと思っております。

また、議員の先生が実際に学校に行かれて、授業をされることにつきましては、各学校で教育課程の編成あるいは年間の行事予定を決めておりました、そことの兼ね合いもあると思います。もちろん議員の先生方に来ていただくことは有り難いことだと思っておりますけれども、教育課程あるいは学校行事の兼ね合いで調整がつかない場合もあるということは御理解いただければと思っております。

扶川議員

とにかく生徒から意見を聞く機会をくださいというだけで拒否されたんですから、是非、今おっしゃったような趣旨を現場にお伝えください。

それから、もう一つは、政治の現実を教えるということはマイナスの側面も教えることだと私は思います。

この資料には書かれてありませんが、例えば立川委員が紹介された藍住町の子供さんの議会というのはすばらしい取組で、私もこういうのを全県に広げてほしいですが、マイナスの事件も藍住町で起きています。それから、美馬市でも選挙違反事件が起きてます。

こういう政治家が関わる間違った行為が政治に対する信頼を失わせるのは、成人だけじゃないです。未成年の人たちも含めて、18歳の人たちは当然ですが、信頼感を失って、もう政治なんてっていうことになるわけです。

そういう者に対しては厳しい処罰があって、なぜこれをやっちゃいけないのか、いかに

民主主義を破壊するののかという、現実の政治の負の側面もきちんと教えていくべきだということ意見を意見として申し上げておきたいんですが、時間があれば後でお答えください。

それから、もう一つの要素は参画です。

子供たちが実際に意思決定に参加することによって主権者としての自覚を高める、これは先ほどの藍住の町議会の話です。予算を付けたのはすばらしいと思います。今日議論になってます校則もそうです。子供さんが主体的に参加して、自分たちの意思でもって学校のルールの在り方を決めていく、これは一種の校内政治です。これに参加することで主権者としての意識を高めていく。

こういう意味では、例えばほかに直接選挙に参画するっていうやり方もあると思います。スウェーデンなんかでは公約の聞き取りをする、それから、例示されている国内でも立命館では実際の参議院選挙で公約の聞き取りをする、それから、青年会議所なんかは討論の組織なんかやっています。高校生がそんな主催してもいいと思うんです。

そういうふうに、実際に選挙にも参画していく、そういう教育を進めていかれるほうがいいと思うんです。2点まとめてお答えいただければ有り難いんですけど。

酒井学校教育課長

今のお尋ねにつきまして、まず、政治のマイナスの側面についてですけれども、特に18歳で選挙権を得た生徒につきましては、有権者として公選法上、様々な規制も掛かってくるようになります。そうしたことも含めまして、実際の選挙に関わる規制ですとか、法制度につきましても、教材などを利用して授業、教育を行っているところです。

また、校内政治、例えば生徒会の選挙などにつきましても、一部の学校におきまして、生徒会選挙において演説会を行って模擬投票するなどの取組が進んでいるところです。

県教委といたしましては、好事例を広げていくなどして各学校の取組を促してまいりたいと考えております。

扶川議員

参画についても、最初の観点、現実の政治と触れ合うということ、それから、現実の政治家とも接触する機会を持つということは非常に大事なことだと思います。

饗場先生のゼミには、実は私も参加してるんですが、地方議員さんがたくさん勉強で参加しているのです。地方議会の実情、裏も表も含めて、率直に徳大の学生さんと意見交換したりしてるんです。

なかなか自分が政治家になろうって思ってくれるような人は、まだ出会いませんけど、本当は政治ってすごいなと、例えて言うならば、食料危機とか人口減とか戦争とか温暖化とか、大変な事象がこれからたくさん起こってくる、氷山がいっぱい浮かんでいる海の上を船が進んでいくかじ取りをしているのが政治家だと思うんです、首長とか議員とか。それを一つ間違えると大変なことになる。ウクライナやロシアみたいなことになるわけです。

それだけ自分たちの生活、場合によったら命に直結するような政治に対して無関心であることは本当にとんでもない話なんだと、主権者としての意識なんていうレベルじゃなくて、自分たちの社会の仕組みなり、将来のことを真剣に考えてないと大変なことになることを分かってないんだと思います。

今の教育のどこかにまだ教え切れてないことがあるんだということを、お互いよく議論して、教育委員会としても現実の政治をしっかりと教えていっていただきたいと思いますが、最後にその御答弁だけ頂いて終わります。

酒井学校教育課長

議員御指摘のとおり、政治的中立性という制約というか原則もありますけれども、できるだけ生徒たちに実際の政治的事象を題材とした教育が進むように我々としても取組を進めてまいりたいと思っています。

元木委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第2号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

榊教育長

請願第2号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願について、現状を説明させていただきます。

①定数内欠員補充臨時教員を減らし、正規採用教員を増やすことにつきましては、県教育委員会におきましては、県内で勤務する臨時教員の正規採用につながるよう、採用審査におきまして一般教養審査の廃止、本県での勤務経験年数に基づく加点や論文審査の免除、前年度の審査で一定基準の成績であった者への一次審査の免除など、教職経験をしっかり評価できるような仕組みづくりに努めてまいりました。

正規教員の採用数につきましては、これまでも児童生徒数の減少等を踏まえながら、長期的な展望に基づきまして、採用数を安定的に確保してきたところでございます。

さらに、本年度から始まる定年の段階的引上げにより、令和14年度までは定年退職者が2年に1度しか生じないこととなりますが、この間、教員の経験年数や年齢構成に偏りなく質の高い教育環境を維持、継続するため、退職者補充を基本とした採用ではなく、年度によって採用数が大きく変動することがないように、引き続き採用数の確保に努めてまいります。

②徳島県が進める少人数学級増に伴う分の県費単独負担教員を確保し、増やすことにつきまして、本県では徳島県教育振興計画に基づき、小中学校での少人数学級編制を推進し、令和4年度には小学校1年から中学校3年まで、35人以下の少人数学級を実施いたしております。

少人数学級編制に伴い必要となる教員数につきましては、令和5年度現在で、小1から小4までは既に定数化されており、小5から中3までは国からの加配により配置できております。

なお、県教育委員会といたしましては、よりきめ細かな指導の実践を支援するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学びサポーターや教員業務支援員等の外部人材の積極的な活用を図っているところです。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

立川委員

私から請願第2号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願について、①定数内欠員補充臨時教員を減らし、正規採用教員を増やすことについては、県内で勤務する臨時教員の経験を評価し、正規採用につながる取組がなされ、採用数につきましても、児童生徒数の減少や定年の段階的引上げ等を踏まえ計画的に進められております

また、②徳島県が進める少人数学級増に伴う分の県費単独負担教員を確保し、増やすことにつきましては、本県では、小学校1年から中学校3年まで、35人以下の少人数学級が実施されております。必要となる教員数については、国からの加配等により配置できておりますことから、以上、既に対応されており、よって不採択でお願いいたします。

元木委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第2号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

以上で、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（13時58分）